

生徒・保護者のみなさんへ お知らせ

令和4年度 授業料支援補助金の申請手続きについて

制度について

大阪府では、国の高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」)を交付することにより、保護者が負担する授業料が以下の表のとおりとなるよう支援しています。

ランク	モデル世帯の 年収めやす ※1	所得判定基準額	世帯の 子どもの 人数	保護者が負担する授業料 ※3	
		課税標準額×6% －調整控除額 ※2		全日制高校等 (授業料が60万円の学校の場合)	通信制高校
A	590万円未満	154,500円未満		実質無償	実質無償 ※6
B1	800万円未満	251,100円未満	1人	20万円	就学支援金を 差し引いた額
B2			2人 ※4	10万円	
B3			3人以上 ※5	実質無償	
府補助金 対象外	910万円未満	304,200円未満	1人	就学支援金を 差し引いた額	
C1			2人 ※4	30万円 ※7	
C2			3人以上 ※5	10万円 ※7	

- ※1 モデル世帯とは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯です。
年収はあくまでめやすです。所得判定は※2のとおり、市町村民税の情報をもとに行います。
- ※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は調整控除の額に4分の3を掛けて計算)」の合算です。
 令和4年4月～6月のランクは、令和3年度の市町村民税額(2020年1月～12月の収入に係る課税)で判定します。
 令和4年7月～令和5年3月のランクは令和4年度の市町村民税額(2021年1月～12月の収入に係る課税)で判定します。
 なお、令和4年7月～令和5年3月のランク判定について、生徒本人が平成18(2006)年1月2日～4月1日生まれ
 (早生まれにより扶養控除の適用が 同学年の遅生まれの生徒等よりも1年遅くなる者)の場合は、保護者のうちどちらか一方は
 「(課税標準額-33万円)×6%－市町村民税の調整控除の額」で計算します。
- ※3 表中の金額は1年間同じランクである場合の負担額です。年度途中でランクが変わった場合は、このとおりではありません。
- ※4 同じ保護者に扶養されている子どもが2人いる世帯(多子世帯)です。(詳細は3ページ・6ページに記載しています。)
- ※5 同じ保護者に扶養されている子どもが3人以上いる世帯(多子世帯)です。(詳細は3ページ・6ページに記載しています。)
- ※6 通算の支給対象単位数の上限は74単位です。
- ※7 授業料が60万円を超える場合は、その超えた額と上記負担額の合計額が保護者の負担額となります。

受給要件

授業料支援補助金を受給するには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 生徒が国の就学支援金を受給していること。
- ② 生徒が、令和4年10月1日に大阪府教育長が指定する“就学支援推進校”に在学していること。
 (この学校は就学支援推進校に指定されています。)
- ③ 生徒と保護者全員が、令和4年10月1日に大阪府内に在住していること。
 (保護者のうち1人が単身赴任により住民票を大阪府外に異動している場合は、勤務先からの辞令の写しの提出があり、
 その保護者の生活の本拠が大阪府内にあると認められる場合は、その保護者は大阪府内に在住しているとみなされます。)

提出期限

申請書類については、必ず期限までに提出してください。

学校の定める期限

※期限までに必要書類の提出がない場合、授業料支援補助金を受給できないことがあります。
 期限までに必要書類を提出できない特別な事情がある場合は、学校へ連絡してください。

「保護者」について

- ・ 授業料支援補助金における「保護者」とは原則「生徒の親権者」です。(生徒との同居・別居を問いません。)
- ・ 所得判定は、保護者全員の市町村民税の情報に基づき行います。
- ・ 国の就学支援金の申請において、保護者全員の所得判定に係る書類(マイナンバーカードの写しや課税証明書等)を提出できない場合は、授業料支援補助金の申請はできません。
- ・ 保護者に関して特別な事情がある場合は学校へご相談ください。

申請内容や住民税の額が年度途中で変わった場合

年度途中で次のような事情の変更があった場合は、補助金の支給額が変更になることがありますので、**必ず、すみやかに**学校へ連絡し、必要書類を学校へ提出してください。 ※提出が必要な書類については、学校へご確認ください。

○ 生徒・保護者が大阪府外へ転居した場合

○ 保護者(親権者)に関する変更があった場合

- ・ 離婚・死別等により、父母のどちらか一方のみが親権者となった場合

[例] ・ 養子縁組(保護者の再婚に伴う養子縁組を含む)により、親権者に変更があった場合

【注意】保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。

- ・ 未成年後見人が決定された場合
- ・ 生徒が結婚した場合

※在学中に生徒が成人した場合、成人したことのみを理由として保護者に変更となることはありません。
原則、成人前の保護者(親権者)が引き続き所得判定者となります。

○ 保護者の市町村民税・道府県民税の税額に変更があった場合

修正申告や更正の請求をしたことによる税の更正等により、市町村民税・道府県民税の税額が変更された場合(税額の変更により、授業料支援補助金をより高い金額で受給できるランクへ変わる場合は、税務署や市役所等から発出される市町村民税・道府県民税の額の変更が分かる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に学校へ連絡してください。15日を過ぎた場合、追加分を遡って受給することができません。)

○ 子の出生などにより、保護者の扶養する子どもの人数が増えた場合 (生徒本人が通信制高校に在学する場合は除く)

※ すでに子3人以上の多子世帯として申請している場合や、所得区分がAランク(1ページの表を参照)に該当する場合は、学校へ連絡する必要はありません。

※ 「多子世帯」の詳細については、3ページ・6ページに記載しています。

個人情報取扱い

国の就学支援金および本申請に関し収集した個人情報については、学校における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業に相互に使用するほか、本事業を所管する大阪府にオンラインを通じて情報提供します。

また、本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があります。

問合せ先

○ 申請手続きに関する問合せ先 (申請書の記入のしかたや添付書類についてなど) : 在学する学校

○ 制度に関する問合せ先

: 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話 : 06-6910-8001 FAX : 06-6910-8005
: 大阪府 教育庁 私学課 授業料支援補助金担当 電話 : 06-6941-0351(代表) FAX : 06-6210-9276
: 大阪府ホームページ

「令和元(平成31)年度以降に高校等へ入学する方への授業料支援制度について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/shigaku_mushoka_r1.html

ホームページは、携帯・スマートフォンからもご覧いただけます→



提出が必要な書類

全員提出が必要

① 授業料支援補助金の申請に関する確認書 (4ページ)

- ・「1. 申請について」の、申請します／申請しません のどちらかに☑を入れてください。
- ・「申請します」に☑を入れた場合
→「2. 申請に関する事項」のあてはまる項目に☑を入れて、必要な添付書類を確認してください。
5ページの「授業料支援申請書」も忘れず記入してください。
- ・「申請しません」に☑を入れた場合
→「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」のあてはまる理由に☑を入れてください。
5ページの「授業料支援申請書」の記入は不要です。

「申請します」に☑を入れた方のみ提出

② 授業料支援申請書 (5ページの様式第1号の4)

- ・裏面(6ページ)の記入例をご確認の上、必要事項を記入して提出してください。

[以下の③、④は多子世帯(扶養している子どもが2人以上)の場合のみ提出してください。]

- ↳ 多子世帯の子の人数に19歳以上の子ども(※)が含まれない場合 … ③のみ提出してください。
- ↳ 多子世帯の子の人数に19歳以上の子ども(※)が含まれる場合 … ③と④の両方を提出してください。
- ※ 19歳以上の子ども … 令和5年4月1日時点で19歳以上(平成16年4月1日以前生まれ)の方を指します。
- ※ 裏面(6ページ)を必ずご確認ください
- ※ 扶養している子どもが申請者(生徒)のみの場合は③、④は提出不要です。
- ※ 生徒本人が通信制(単位制)高等学校に在学している場合は③、④は提出不要です。

③ 健康保険証の写し (別紙「③ 健康保険証 貼付けシート」を参照してください。)

- ・申請者(生徒)本人を含む子ども全員分の健康保険証の写しを提出してください。
(ただし子どもが3人以上いる場合は、3人分の提出で結構です。)
- ※Aランク(1ページの表を参照)に当てはまることが明らかな場合は提出不要ですが、Bランク・Cランクになった場合に多子世帯の支援が受けられない可能性があります。
- ※健康保険証の「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」にマスキング(黒塗り等)をして提出してください。
(QRコードがあればそれにもマスキングをしてください。)
- <国民健康保険(国民健康保険組合を含む)に加入している場合>
 - ・健康保険証の「世帯主氏名」が、生徒の親権者以外(例:生徒の祖父など)である場合のみ、国民健康保険証の写しとあわせて、世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)を提出してください。
 - ・扶養している子どもの中に、住民票を異動している大学生等がいる場合は、その大学生等の住民票(除票)も併せて提出してください。

④ 在学(在校)証明書(原本) (「多子世帯」の子の人数に19歳以上の子どもが含まれる場合のみ提出してください。)

- ・令和4年4月1日以降に発行されたものを提出してください。
- ・申請者(生徒)本人分の提出は不要です。
- ・在学(在校)証明書の代わりとして、学生証を提出することはできません。
- ・いわゆる浪人生は、予備校等の在学証明書またはその子どもに対する教育費負担にかかる申出書を提出してください。
(申出書の様式については、学校へお問い合わせください。)

⑤ その他必要書類

上記②～④以外に必要な書類を学校から求められる場合があります。
詳しくは「授業料支援補助金の申請に関する確認書」(4ページ)の「2. 申請に関する事項」を確認してください。



重要

授業料支援補助金における所得確認は、国の就学支援金の判定結果を利用して行います。
したがって、授業料支援補助金の申請のために、マイナンバーカードの写しや課税証明書等の
所得判定に係る書類を改めて提出する必要はありません。

! この用紙は全員必ず記入し、学校へ提出してください。

授業料支援補助金の申請に関する確認書

年 組 番 生徒氏名

1. 申請について (必ずどちらかに☑を入れてください。)

授業料支援補助金の受給を 申請します

申請しません

「2. 申請に関する事項」と裏面の「授業料支援申請書」を記入してください。

「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」を記入してください。

2. 申請に関する事項 (申請する場合のみ記入してください。)

下の①～⑤のあてはまる項目に☑を入れ、この用紙と併せて、それぞれ必要な書類を提出してください。

チェック

① 扶養している子どもは上記生徒のみです

→ 健康保険証の写しの提出は不要

生徒本人が通信制高校に在学している場合はチェック不要

② 扶養している子どもが上記生徒を含め2人以上います

多子世帯の申請に必要な書類を

A 提出します

B 提出しません (年間通じてAランクのため 又は 多子世帯の要件に当てはまらないため)

(提出書類) ・ 生徒本人分を含む子どもの健康保険証の写し

・ 19歳以上の子どもを人数に含める場合は、その子どもの在学(在校)証明書

※ 多子世帯の制度と必要書類の詳細については、3ページ・6ページに記載しています。

※ Aランク(1ページの表を参照)に当てはまることが明らかな場合は提出不要ですが、Bランク・Cランクになった場合に多子世帯の支援が受けられない可能性があります。

③ 令和4(2022)年1月1日の住所が大阪府外です

(令和4年度の市町村民税・道府県民税が大阪府外で課税されています)

→ 申請時点で生徒・保護者が大阪府内在住であることを示す住民票の写しを提出

(「住民票の写し」とは、市役所等から交付を受けた書面そのものを指します。コピー不可。)

④ 保護者のうち1人が、単身赴任により大阪府外に住民票を異動しています

→ 勤務先からの辞令の写しを提出

⑤ その他、保護者に関して特別な事情があります。

→ 学校に事情を申立てのうえ、学校から求められた書類を提出

3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由 ←

あてはまる理由に☑を入れてください。

チェック

所得要件を満たさない(保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算が基準金額を超えている)ため

府内在住要件(生徒・保護者全員が大阪府内に在住していること)を満たさないため

その他()

学校整理欄	整理番号	
	区分(4~6月)	A・B1・B2・B3・C1・C2
	区分(7~3月)	A・B1・B2・B3・C1・C2

授業料支援申請書

年 月 日

設置者名

代表者名

様

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、令和4年度の授業料の支援について、下記のとおり申請します。

※保護者(父母)等による代筆も可能です。

【申請者(生徒)に関する事項】

ふりがな				
生徒氏名	姓		名	
生年月日	西暦	年	月	日
住 所	大阪府	市・町・村		
学 校 名	全日制・通信制 課程 学年 組 番			

【保護者(父母)等に関する事項】

ふりがな							
保護者等氏名	姓		名		申請者(生徒)との続柄		
保護者等住所	<input type="checkbox"/> チェック 生徒と同じであるため記入を省略	都・道 府・県	市・区 町・村				
ふりがな							
保護者等氏名	姓		名		申請者(生徒)との続柄		
保護者等住所	<input type="checkbox"/> チェック 生徒と同じであるため記入を省略	都・道 府・県	市・区 町・村				
この申請についての保護者等連絡先	電話	FAX					

【添付書類に関する事項】

<input type="checkbox"/> チェック	就学支援金の受給資格認定がされており(又は申請中であり)、保護者(父母)等の所得判定に係る書類(個人番号(マイナンバー)カードや課税証明書等)については、就学支援金の受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付したため、この申請においては添付を省略します。
-------------------------------	---

【個人情報に関する取扱いについて】

この申請に関し収集した個人情報については、次のとおり取り扱います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。)に使用します。 ・ 本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があります。 ・ 大阪府への情報提供は、オンラインを経由します。 ・ 国の就学支援金の申請のために提出した個人情報を、本事業に活用します。

申請者署名

上記の記載内容に相違ありません。
また、個人情報に関する取扱いについて同意します。

保護者等による代筆の場合は、 「(申請者(生徒)との続柄) 代筆 (申請者(生徒)の氏名)」 と記入してください。
--

学校受付日 年 月 日

「多子世帯」とは...

所得区分がBランクまたはCランク(年収めやす590万円以上910万円未満)に該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯については、「多子世帯」としてさらに手厚い支援を受けることができます。(1ページの表参照)

19歳以上の子どもについては、次の学校に在学している場合に限り、「多子世帯」の人数に含めることができます。

※令和4年4月1日以降に発行された在学(在籍)証明書の提出が必要です。

<高校段階> 就学支援金の支給対象となる以下の学校

- ・国公立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
(専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。)
 - ・公私立専修学校(高等課程)
 - ・国公立高等専門学校
 - ・「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所
 - ・「調理師法」にもとづく調理師養成施設
 - ・「製菓衛生師法」にもとづく製菓衛生師養成施設
 - ・「美容師法」にもとづく美容師養成施設
 - ・「美容師法」にもとづく美容師養成施設
 - ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)
- 専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

(いわゆる浪人生については、高等学校等卒業後1年間に限り人数に含めます。)
(大学院及び海外の学校は対象外です。)

申請書(5ページ) 記入例

設置者名・代表者名は、お通りの学校の指示に従い、記入してください。

「申請書を記入した日」を記入してください。

授業料支援申請書

令和4年7月10日

設置者名 **学校法人 ●●学園**

代表者名 **●●●● 様**

私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、年度の授業料の支援について、下記のとおり申請します。
※保護者(父母)等による代筆も可能です。

【申請者(生徒)に関する事項】

ふりがな	おおさか		たろう	
生徒氏名	姓	大阪	名	太郎
生年月日	西暦 2006年4月2日			
住所	大阪府 大阪 市 中央区 大手前3-1-43			
学校名	□□高等学校 (全日制) 通信制課程 学年 組 番			

【保護者(父母)等に関する事項】

ふりがな	おおさか		いちろう		申請者(生徒)との続柄
保護者等氏名	姓	大阪	名	一郎	父
保護者等住所	都道府県		市・区・町・村		
ふりがな	おおさか		はなこ		申請者(生徒)との続柄
保護者等氏名	姓	大阪	名	花子	母
保護者等住所	都道府県		市・区・町・村		
この申請についての保護者等連絡先	電話	012-345-6789	FAX	012-345-6780	

【添付書類に関する事項】

就学支援金の受給資格認定がされてあり(又は申請中であり)、保護者(父母)等の所得判定に保(マイナンバー)カードや課税証明書等については、就学支援金の受給資格認定申請書又は収入付したため、この申請においては添付を省略します。

【個人情報に関する取扱いについて】

この申請に関し収集した個人情報については、次のとおり取り扱います。

- ・学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。)に使用します。
- ・本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があります。
- ・大阪府への情報提供は、オンラインを経由します。
- ・国の就学支援金の申請のために提出した個人情報を、本事業に活用します。

申請者署名 **母 代筆 大阪太郎**

上記の記載内容に相違ありません。また、個人情報に関する取扱いについて同意します。

保護者等による代筆の場合は、「(申請者(生徒)との続柄) 代筆 (申請者(生徒)の氏名)」と記入してください。

学校受付日 年 月 日

保護者による代筆の場合は、「(生徒との続柄) 代筆 (生徒氏名)」と記入してください。
(例)申請者(生徒):大阪太郎
代筆者(母):大阪花子 の場合
→「母代筆 大阪太郎」と記入

内容を確認し、を入れてください。

③ 健康保険証 貼付けシート

※申請リーフレットの3ページもご確認ください

★ 生徒本人が通信制高校に在学している場合は、健康保険証の写しは提出不要 ★

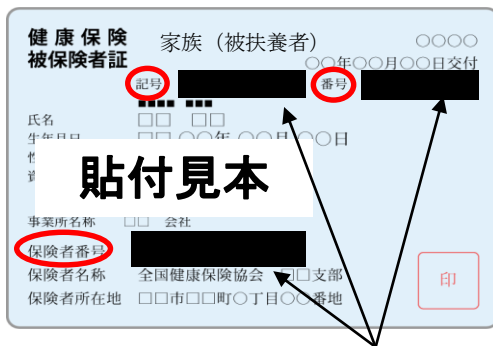
年 組 番 生徒氏名

- 保護者が扶養する子どもが生徒本人を含め2人以上いる場合は、子ども全員分の健康保険証の写しを提出してください。(ただし子どもが3人以上いる場合は、3人分の提出で結構です。)
※Aランクに当てはまることが明らかな場合は提出不要ですが、Bランク・Cランクになった場合に多子世帯の支援が受けられない可能性があります。

<国民健康保険(国民健康保険組合を含む)に加入している場合>

- ・健康保険証の「世帯主氏名」が、生徒の親権者以外(例:生徒の祖父など)である場合のみ、国民健康保険証の写しとあわせて、世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)を提出してください。
なお、住民票を異動している大学生等がいる場合は、その大学生等の住民票(除票)も併せて提出してください。

- 19歳以上の子ども(※)が含まれる場合は、令和4年4月1日以降に発行された在学(在校)証明書を併せて提出してください。
※令和5年4月1日時点で19歳以上(平成16年4月1日以前生まれ)の方



貼付見本

<貼付欄①>
生徒本人の健康保険証
(コピー)

※ 扶養している子どもが生徒本人のみの場合は
提出不要です

「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」
に黒塗り(マスキング)をお願いします。
(QRコードがある場合はそれにも黒塗り)

続柄 (○を記入)	生徒の 兄・姉・弟・妹	
生年月日	____年 ____月 ____日生	R5.4.1時点 ____歳
氏名		
学校名	※R5.4.1時点で19歳以上の場合のみ記入し、在学証明書を提出	

<貼付欄②>
生徒の兄弟姉妹の
健康保険証
(コピー)

続柄 (○を記入)	生徒の 兄・姉・弟・妹	
生年月日	____年 ____月 ____日生	R5.4.1時点 ____歳
氏名		
学校名	※R5.4.1時点で19歳以上の場合のみ記入し、在学証明書を提出	

<貼付欄③>
生徒の兄弟姉妹の
健康保険証
(コピー)